〇人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が 指定する病原体等

> 「平成 19 年 5 月 31 日 〕 ↓厚生労働省告示第 200 号 〕

注 平成 22 年 4 月 15 日厚生労働省告示第 191 号改正現在

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 21 項から第 23 項までの規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等を次のように定め、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。

- 第 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 6 条第 21 項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。
- 1 バシラス属アントラシス(別名炭疽菌)34F2株
- 2 バシラス属アントラシス (別名炭疽菌) Davis 株
- 3 フランシセラ属ツラレンシス (別名野兎病菌) 亜種ツラレンシス B 3 8 株 (ATCC6223)
- 4 フランシセラ属ツラレンシス (別名野兎病菌) 亜種ホルアークティカ L V S株
- 5 ボツリヌス毒素(A型ボツリヌス毒素を含有する製剤500単位以下のもの又はB型ボツリヌス毒素を含有する製剤10000単位以下のものに限る。)
- 6 ボツリヌス毒素(0.1mg以下のものに限る。)
- 第2 法第6条第22項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。
- 1 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) HEP株
- 2 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) R C・H L 株
- 第3 法第6条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるもの とする。
- 1 インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス (血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る。) A/duck/Hokka i do/Vac-1/2004 (H5N1)
- 2 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5

- N 1 であるものに限る。)A/turkey/Turkey/1/2005(H5N1)(NIBRG-23)
- 3 インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス (血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る。) A/Viet Nam/1194/2004 (H5N1) (NIBRG-14)
- 4 インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス (血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る。) A/Indonesia/05/2005 (H5N1) (Indo05/PR8-RG2)
- 5 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH7 N7であるものに限る。) A/duck/Hokkaido/Vac-2/2004(H7N7)
- 6 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH7N7であるものに限る。) A/equine/Newmarket/1/77(H7N7)
- 7 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。)rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05[R]6+2(163222)
- 8 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) rg A/whooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2 (163243)
- 9 インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス (血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る。) A / Anhui / 01/2005 (H5N1) (Anhui 01/PR8-RG5)
- 10 エンテロウイルス属ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株 I 型 (LSc. 2ab 株)
- 11 エンテロウイルス属ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株Ⅱ型 (P712. Ch. 2ab 株)
- 12 エンテロウイルス属ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株皿型 (Leon, 12a1b 株)
- 13 フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス (別名黄熱ウイルス) 17D-204株
- 14 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス (別名日本脳 炎ウイルス) at 株
- 15 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス (別名日本脳 炎ウイルス) m 株
- 16 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス (別名日本脳 炎ウイルス) ML-17 株
- 17 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス (別名日本脳 炎ウイルス) S-株
- 18 志賀毒素 (0.5mg 以下のものに限る。)